

## 開成町生ごみ処理器設置推進制度要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、一般家庭における生ごみの自家処理を進め、ごみの資源化及び減量化を図るため、生ごみ処理器の設置を推進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱における、生ごみ処理器（以下「処理器」という。）とは、一般家庭で発生する調理くず及び食べ残し等の食品廃棄物を微生物等の力により分解し、資源として土壌改良に資するもので、町が推奨する非電動式の処理器や使用開始時に必要な土等をいう。

### (対象)

第3条 この要綱により処理器を設置できる者は、次の各号に掲げる要件を満たしたものであるとする。

- (1) 町内に住所を有し、現に居住していること。
- (2) 設置した処理器を使用して、自らの家庭で排出する生ごみを自家処理する意志があり適正な維持管理ができること。
- (3) 処理器から生じる堆肥、減容物等を適正に管理、自己処理し、利益行為に用いないこと。

### (設置個数)

第4条 処理器の設置個数は、1世帯につき2個までとする。ただし、この要綱により設置した処理器が設置日から3年を経過しているとき又は通常の使用による破損等により修理が困難で使用不能となっているときは、この限りではない。

### (対象)

第5条 処理器の設置を希望する者は、生ごみ処理器設置申込書（第1号様式）により町長に申し込まなければならない。

- 2 町長は、前項の規定に基づく申込みがあったときは、これを審査し、相当と認めるときは予算の範囲内において、処理器の引き渡しを行うものとする。

### (負担金)

第6条 前条の規定により処理器を設置する者（以下「設置者」という。）は、次の表に定める区分に応じて、それぞれ個人負担金を町に支払うものとする。

処理器の種類	個人負担金額
ベランダ de キューロスリム	1個 10,000円
ベランダ de キューロ	1個 6,000円
バクテリア de キューロ（地下置き）	1個 6,000円

(設置者の義務)

第7条 設置者は、自らの所有地又はこれに準ずる場所において、設置した処理器を有効活用し、自らの家庭で排出する生ごみを継続的に自家処理するよう努めるとともに、処理器の適正な維持管理を心がけるものとする。

2 設置者は、処理器の設置状況及び使用状況について、町が定期的実施する調査に協力しなければならない。

(処理器と種材の返還)

第8条 町長は、設置者が虚偽の申請その他不正な行為により、処理器の引き渡しを受けたときは、当該処理器を返還させることができる。

(譲渡等の禁止)

第9条 設置者は、当該処理器を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(補 則)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年7月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。